

職員処遇改善の取組みについて

(介護職員等特定処遇改善加算/介護職員処遇改善加算)

当法人は、2019年10月報酬改定により、勤続10年以上の介護福祉士等の賃金向上を目的とした「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」について申請取得し、職員賃金向上に取り組んでおります。また、介護保険法に基づく各介護保険サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を取得し、職員の賃金・福利厚生・資質の向上に努めています。

具体的な取組みは次のとおりです。

○賃金改善

- ・処遇改善手当(毎月の給与)
- ・一時金手当(7月と12月) ※当該年度の勤務実績期間及び1日の勤務時間により変動
平成30年度実績 最高約53万円(年度勤務期間12ヶ月、1日8時間勤務した場合)
- ・給与規定の見直しによる基本給の増額改定(令和元年度)

○キャリアパス

- ・職員一人ひとりと個別面談し、半期ごとに職員各自の目標を設定し資質向上に取り組んでいます。
- ・国家資格取得のため、受験準備に係る自己研修参加、試験日等の勤務調整を行っています。
- ・経験年数及び人事考課による昇給制度

○職場環境等

- ・専門性の高い研修への受講支援
- ・職員の増員による業務負担の軽減
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等の導入
- ・ICTの導入(職員の業務負担軽減)に向けた取組み準備
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備
- ・地域の児童・生徒や住民との交流